

地域とつながる福祉教育

～社会福祉協議会がお手伝いします！～



学校教育の中で福祉教育学習プログラムの活用を！

社会福祉法人 海南省社会福祉協議会

地域とつながる福祉教育

ふだんのくらしのしあわせ の実現に向けて考えることが 福祉教育です

～どうして学校で福祉教育が必要なのか～

○ 地域の中にある学びの場

福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的としています。

今の子どもたちは地域の大人と関わる機会そのものが少なくなっています。障害のある人や高齢者だけでなく、様々な世代や立場にある人と関わることで、子どもたちはコミュニケーションの力を高め、多様な生き方に触れ、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心をしっかりと育みます。

○ 福祉教育を通して育まれる力

「出会い、関わり」を通して、自分と違う立場の人と認め合い、ともに生きていく力、人の気持ちに共感できる力や、自分の考えを表現する力、考えを共有し実行につなげていく力をつけていくことで、大人との関わりだけでなく、クラスの仲間との関係においても、お互いの様々な違いを認め合い、排除しない仲間づくりに繋がっていくはずです。

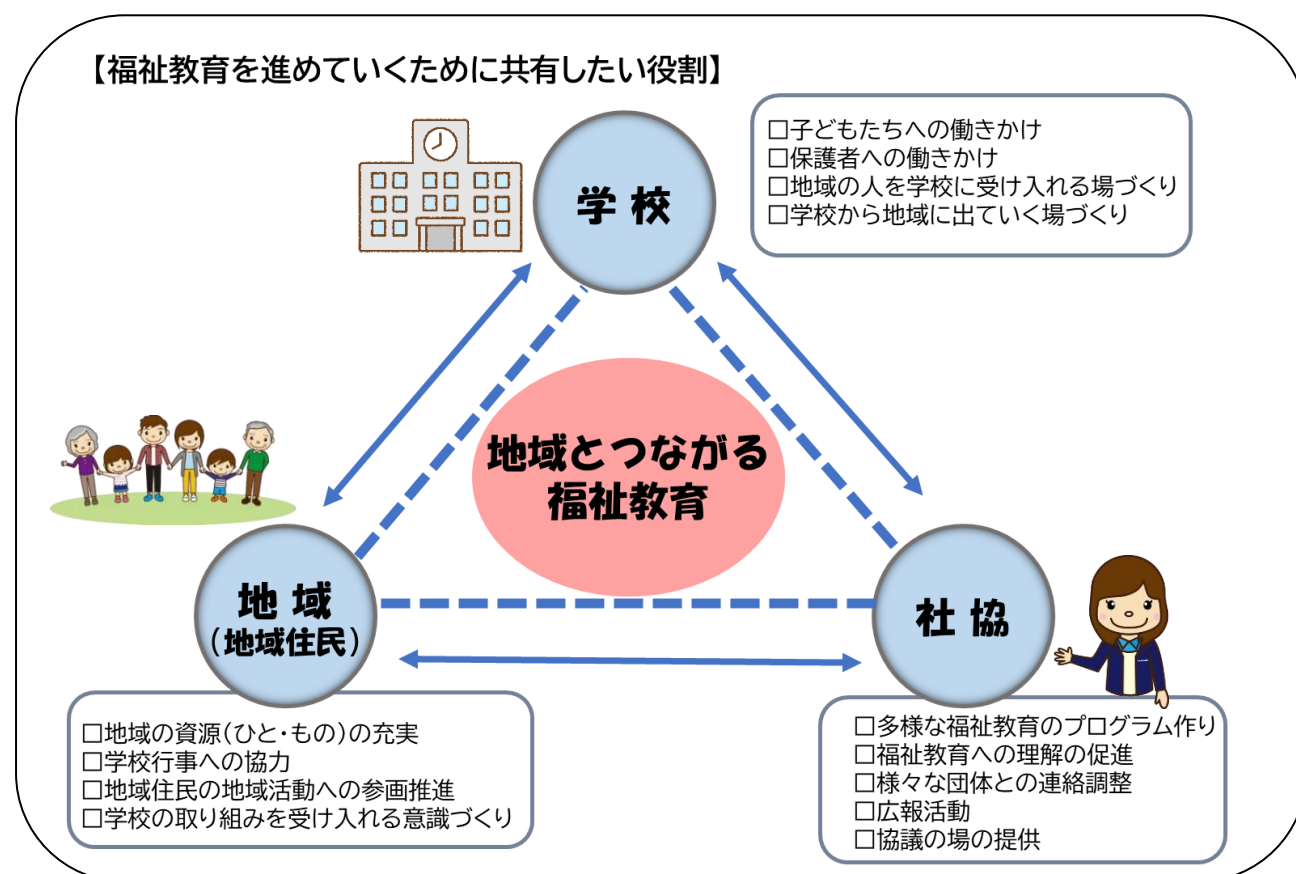
○ 子どもが変わる！大人が変わる！地域が変わる！

福祉教育の取り組みを通して、学校と地域がつながりをもち、地域の大人たちが責任を持って関わることで、子どもたちを見守り育む意識の醸成にもつながります。なによりも、地域の大人たち自身も、福祉教育の取り組みを通して地域の状況やさまざまな課題について学び・考える機会をつくることにもなり、ひいては地域の福祉力を高めることにつながります。

～学校と地域のつなぎ役として社協にご相談ください～

社協は、地域福祉を進めていく団体です。そのために福祉教育を大切にし、学校を含めた地域の様々な場面で進められる福祉教育を推進・支援しています。学校で進められる福祉教育に対しては、学習内容の企画の段階から相談、地域の社会資源や人材をつなぐコーディネート、地域の様々な資源を駆使したプログラム提案をすることができます。

学校の授業や行事の範囲内ではおさまらない、子どもたちの「もっと学びたい・もっと活動したい」という気持ちを受け止める地域の受け皿を用意し、そのような子どもたちの気持ちを具体的な活動につなげていく応援ができます。子どもたちの「ともに生きる力」を育むためには、地域全体で取り組むことが必要不可欠で、社協はそのつなぎ役を担っていきたいと考えています。



※社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人です。

海南市社会福祉協議会は、市民みんなで安心していきいきと暮らしているまちの実現を目指して、市民の皆さんとともに地域における福祉課題の解決に向けて取り組んでいます。

福祉教育実施の流れ

学習内容の検討

- ・各学校でどのような目的、内容で実施したいか検討します。
- ・学習内容検討の段階でもお気軽にご相談ください。



社協への申込(～5月末)

- ・福祉教育申込書(p.11)に希望内容を記入し、社協に申し込みください。
- ・プログラムによっては、地域協力者等との調整が必要となるため、希望日程は実施希望時期をご記入ください。※ただし、当事者交流授業に関しては社協が取りまとめの上、外部講師に依頼するため、申込時点で詳細の希望日程を複数ご記入をお願いします。



実施の決定(6月中旬ごろ)

- ・提出された申込書をもとに、社協において審査・決定し、文書で通知します。



事前打ち合わせ(実施2カ月前ごろ～)

- ・学校、社協、プログラムによっては協力者にも入っていただき、目的や内容の再確認、学習の流れ、必要物品の確認などを話し合います。
- ・プログラムによっては、学校と協力者で直接打ち合わせをしていただく場合もあります。



学習の実施



リフレクション(振り返り)

- ・学習を振り返り、内容をより深く理解できるようにします。
- ・振り返りを実施することで、学習前と学習後の子どもの意識や姿勢の変容を子ども自身が気づくきっかけにします。
- ・学校、社協、プログラムによっては協力者にも入っていただき、振り返りを実施し、プログラムの改善を行います。

学習例① 施設・サロン等の訪問を通じた高齢者理解・地域交流

学習のねらい

- ・高齢者理解を通じて、思いやりの心や相手の立場に立って考える力を身に付ける。
- ・地域での出会いや交流の中で気づき、共感し、自分の考えを深める。
- ・自分たちも地域をつくる一員であることを理解し、自分にできることを考え、行動する。

想定される協力者

高齢者施設、ふれあい・いきいきサロン、認知症キャラバンメイト、市役所職員、社協職員 等

	学習内容と活動	留意点	時間
事前学習	1. <u>学習の流れと高齢者について</u> プログラムの一連の流れや目的と高齢者についてのイメージなどを共有する。 2. <u>認知症サポーター養成講座</u> 認知症を正しく理解し、偏見を持たないように学習を行う。他の人に優しく接することの大切さを学ぶ。 3. <u>訪問先を知る</u> 訪問先の方から、施設・サロンの概要、利用者・参加者の普段の様子や訪問時に気を付けるべき点等を聞く。  訪問先の方が施設やサロンについて説明	○自分との違いを知る。 受け入れる。 ○自分には何ができるのか考える。	【2時限】
交流準備	1. <u>レクリエーションの考案、作成</u> 訪問先に応じて、一緒に楽しく交流できるレクリエーションを考案し作成する。  レクリエーションの作成	○自分とは違う立場になって考える ⇒事前学習で学んだ訪問先の方の立場になって考える ○児童・生徒の思い付きや考えを大切にする	【2時限～】

交流	1. <u>グループに分かれサロンや施設を訪問</u> ・普段の様子聞き取り、体験 ・考案したレクリエーションを通じた交流  訪問先でレクリエーションを通じて交流！	○レクリエーションはあくまでも交流の手段。訪問先の方との会話を大切にします。	【2時限】
まとめ・振り返り	1. <u>自分たちの気づきをまとめる</u> ・交流前後の高齢者イメージの変化 ・訪問先へのメッセージ、お手紙等の作成  訪問をきっかけに、亀川中学校の美術部がサロンの看板を作成してくれました！サロンメンバーも大喜び😊	○自分の考えの変容に気づき、「ふくし」の意味について改めて考える。	【2時限～】

※事前学習・交流準備・交流・まとめ・振り返りは、別日での実施を想定

学習例② 地域を知ろう

学習のねらい

地域活動者からの話を通じて地域の事を知り、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりの実現に向けて、自分たちにできることを考える。

想定される協力者

民生委員・児童委員、ボランティア、こども食堂、公民館、更生保護女性会、ふれあいいきいきサロン、第2層協議体、社協職員 等

	学習内容と活動	留意点	時間
地域を知る	1. <u>学習の流れ、目的と地域の“わ”について</u> プログラムの流れ、目的について共有する。 また、地域の“わ”を考える。 “和”:互いに相手を大切にし、協力しあう関係 “輪・環”:人と人とのつながり 2. <u>地域活動者からの活動報告</u> 地域にはボランティア活動や自治会活動、地域イベントの開催など、さまざまな活動が行われていることを地域活動者(5名程度)からの話を通じて学ぶ。 3. <u>ワーク</u> 地域にあるもの(人)、町の好きなところ、課題、話を聞いてどう感じたか、自分に出来そうことを話し合う。 また、地域の方にもインタビューを行うような形で、より深く聞く。  地域活動者より話を聞く児童	○地域活動について学ぶ。 ○地域のために今の自分が出来ることを考える。	【2時限】

活動	1. ボランティア活動 地域活動者が行っている地域活動に参加し、一緒に活動する。  給食ボランティアグループの活動に同行し、地域の高齢者にお弁当を届けました😊 	○ワークで自分にできそうなことやってみたいことを形にすることで、自分も地域の一員であり、何か出来る力があることを認識する。 ○訪問先の高齢者の方や、一緒に活動する地域活動者との交流を大切にする。	【2時限】
----	---	---	-------

※地域を知る・活動は、別日での実施を想定

○ 地域交流授業

生徒が身の回りの人々や地域との関わりを通じて、「ふくし」について考え、地域に住む様々な人の生活に触れ、そこにはどのような生活課題や福祉課題があるのか、またどのような魅力や工夫があるのかを考えるきっかけ作りをします。

プログラム	対象	内容	時限目安
防災学習	小4～	防災や災害に関する知識を身に付け、災害から自分の命を守り、平時からのつながりづくりや備えの重要性について学ぶ	2時限
ボッチャ体験	小5～	様々な立場の方と一緒に、老若男女が楽しめるボッチャを通じて多様性を認め合い、様々な人の立場に立って考える	2時限
施設・サロン等の訪問を通じた高齢者理解・地域交流	小5～	※前ページに詳細を記載	
まちあるき	小6～	身の周りにあるものを通じてバリアフリーとユニバーサルデザインについて学ぶ	2時限
地域を知ろう	小6～	※前ページに詳細を記載	

○ 当事者交流授業 ※謝礼、保険加入が必要な場合があります。

障がい当事者との交流を通じて、相手の立場になって考え思いやりの心を育むことを目指します。

※外部講師に来ていただく授業となります。

※外部講師との日程調整が必要なためご希望に添えない場合があります。

プログラム	対象	内容	時限目安	実施可能日程
聴覚障がい者との交流	小4～	聴覚障がい当事者との交流を通じて、生活の様子やコミュニケーション手段を知るきっかけにする	2時限	—
視覚障がい者との交流	小4～	視覚障がい当事者との交流を通じて、生活の様子やコミュニケーション手段を知るきっかけにする	2時限	—
点字体験	小4～ 小6	点字の仕組み、点字の打ち方を体験する	2時限	第2・第4火曜日 午後
手話体験	小4～ 小6	耳の不自由な方とのコミュニケーション方法である手話を体験する	2時限	主に月曜日 午後
ソーシャルフットボール選手との交流	小5～	年齢・性別・病気や障がいの有無に関係なく楽しめるソーシャルフットボール体験や選手からの講話を通じて、精神障がいおよび精神障がい者スポーツについて学ぶ	2時限	10月～1月 木曜日以外
車いすバスケットボール選手との交流	中1～	選手からの講話や車いすバスケットボール体験を通じて交流する	2時限	10月23～28日は× 主に金曜日

○ 他者理解授業 ※原則用具貸出のみで、学校側で実施していただくプログラムになります。

様々な人の立場になって日常動作を体験し、困りごと等に気づき、「自分たちには何ができるのか」「解決していくにはどうすればよいのか」を考えるきっかけ作りをします。

プログラム	対象	内容	時限目安
バリアフリーとユニバーサルデザイン	中1～	身の周りにあるものを通じてバリアフリーとユニバーサルデザインについて学ぶ	2時限
車いす体験	小3～	車いすに乗って校内・校外を回り日常動作を体験する	2時限
アイマスク体験	小4～	アイマスクを着用し、校内・校外を回り日常動作を体験する	2時限
高齢者疑似体験	小5～	高齢者疑似体験装具を装着し、校内・校外を回り日常動作を体験する	2時限

★ 福祉教育 貸出し物品一覧 ★

社協では学校や地域での福祉教育実施時に下記の福祉用具の貸出を行っております。

※物品借用の際は福祉用具等借用申請書(p12)の提出をお願いします。

※貸出しは無料です。

品目	貸出可能数
高齢者疑似体験セット	大人用 7 セット 子ども用 7 セット
アイマスク（視覚障がい体験用）	60 個
ユニバーサルデザインセット	一式
自走用車いす	12 台
点字盤	40 セット

※その他、福祉教育の内容に合わせて白杖など、他からお借りすることもできます。

福祉教育実施にあたってのお願い

● 目的を明確に

体験を通して何を学ぶのか、こういったねらいがあるのかを事前に明確にしておくことで学習をより効果的に進めることができます。目的がはっきりしていないと、講師の方もどう指導していいのか分からず戸惑い、生徒もただ体験するだけになってしまいます。

● 事前学習、振り返りを

より有意義な体験学習を行うために、目的を生徒にも確認してもらい、必要な予備知識を身につけるために、事前学習を行うことをお勧めします。また、体験して終わりにするのではなく、必ず体験の振り返りを行ってください。

● “ふだんの暮らし”への落とし込みを

福祉教育が日常生活とかけ離れた特別な体験とならないために、いかに「ふだんの暮らし」に結びつけるかが大切です。車いす体験や高齢者疑似体験は車いすを利用している人や高齢者をお手伝いする力を身に付けることだけが目的ではなく、その体験を通じて「自分とは違う立場に立って考える力」「思いやりの心」を身に付けることが本来の福祉教育の目的です。

● 事前打合わせを

体験学習にかかわる団体、機関、ボランティア等との事前の打ち合わせは、必ず行ってください。打ち合わせがしっかりと行われていないと、連携がうまくいかない原因にもなります。

● 生徒の指導を

普段からの生徒の様子が分かるのは、教職員の方々です。体験学習中講師が気持ちよく指導・交流できるよう、生徒のマナーなど、いろいろな面での配慮をお願いします。

福祉教育申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人海南市社会福祉協議会 会長 様

申請者

印

次のとおり福祉教育の申し込みを行います。

学校名	
連絡先	
担当者	
対象者 (学年・人数等)	
希望内容 ※1	
学習の位置づけ・目的	
社協職員 派遣時限数※2	時限
希望日程	
備考	

※1 複数のプログラムを組み合わせて実施することも可能です。また、プログラムにない内容をご希望の場合もお気軽にご相談ください。

※2 社協職員派遣時限数は希望する授業時限数を記入してください。
ただし、相談や調整などの時間は含みません。

※3 福祉教育申込書は海南市社会福祉協議会ホームページ
(https://kainanshishakyo.com/education_welfare/)からダウンロードできます。

福祉用具等借用申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人海南市社会福祉協議会 会長 様

次のとおり福祉用具等の借用を申請します。借用にあたっては、福祉用具等を第三者に使用させないことはもちろん、万一事故が生じた場合は全て申請者において解決します。

また、福祉用具等に損傷が起きた場合においても責任を持って修理し、返却いたします。

申請者	Ⓜ
担当者	
住所・連絡先	海南市 TEL
借用期間 ※7日以内	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
利用目的	
利用場所	
利用者数	人 ※ 延べ利用者数を御記入ください。

用具名(借用物品にチェック ☑ をつけてください)	数量	貸出可能数
☐ 高齢者疑似体験セット(大人用)		7
☐ 高齢者疑似体験セット(子供用)		7
☐ 車いす		12
☐ アイマスク		60
☐ 点字盤		40
☐ ユニバーサルデザインセット		一式

※高齢者疑似体験セットの使用後は、アルコール消毒をし、乾燥させてから御返却ください。

また、アイマスクについては、洗濯し、乾燥させてから御返却ください。

(社協記入欄)

貸与者印	受取者印
年 月 日	年 月 日

申請受付者印	係印
年 月 日	

※借用申請書は海南市社会福祉協議会ホームページ

(https://kainanshishakyo.com/education_welfare/) からダウンロードできます。

海南市社会福祉協議会
TEL：073-483-6777
FAX：073-483-6771

海南市社会福祉協議会
ホームページ
URL:kainanshishakyo.com

